

○尼崎市工業用水道条例

昭和37年4月1日

条例第5号

改正 昭和38年9月16日 条例第30号 昭和39年4月1日 条例第31号

昭和41年12月27日 条例第42号 昭和42年7月31日 条例第34号

昭和45年3月31日 条例第16号 昭和46年3月20日 条例第1号

昭和47年3月29日 条例第14号 昭和48年3月31日 条例第29号

昭和50年3月24日 条例第25号 平成元年3月31日 条例第26号

平成2年3月23日 条例第17号 平成4年12月24日 条例第38号

平成8年12月20日 条例第30号 平成9年3月27日 条例第14号

平成12年12月26日 条例第51号 平成13年5月23日 条例第21号

平成13年10月3日 条例第41号 平成25年12月20日 条例第78号

平成30年3月26日 条例第29号 平成31年3月25日 条例第25号

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 給水の申込み及び基本使用水量の決定(第7条—第9条)
- 第3章 給水施設の工事及び費用(第10条—第18条)
- 第4章 給水(第19条—第29条)
- 第5章 料金及び手数料(第30条—第39条)
- 第6章 管理(第40条—第42条)
- 第7章 雑則(第43条)

付則

第1章 総則

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)その他の法令に定めがあるもののほか、本市工業用水道の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(昭41条例42・全改)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該号に定めるところによる。

(1) 給水施設 給水のため配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具又は給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具で量水器までをいう。

(2) 流末施設 給水施設に付属して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具で、量水器より流末の部分をいう。

(昭45条例16・平13条例41・一部改正)

第3条 削除

(昭和41年条例42号)

(給水の対象)

第4条 工業用水の供給は、1給水先当たりの使用水量が1日300立方メートル以上である者に対して行う。ただし、尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)が地盤沈下を

防止するためその他公益上の理由により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(昭41条例42・平30条例29・一部改正)

(飲用に適しない旨の表示)

第5条 使用者は、給水施設又は流末施設の適当な場所に工業用水が飲用に適しない旨の表示をしなければならない。

(工業用水の譲渡等の禁止)

第6条 使用者は、工業用水道を第三者に使用させ、又は工業用水を第三者に譲渡してはならない。ただし、特に管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

第2章 給水の申込み及び基本使用水量の決定

(平13条例41・改称)

(給水の申込み)

第7条 給水を受けようとする者は、その設置する給水施設ごとに1日当たりの使用予定の水量を定めて管理者に申し込まなければならない。

(昭45条例16・平13条例41・平30条例29・一部改正)

(基本使用水量の決定)

第8条 管理者は、前条の規定による申込みを受けたときは、当該申込みに係る給水施設ごとの1日当たりの使用予定の水量(以下「基本使用水量」という。)を決定し、これをその申込者に通知するものとする。

2 前項の規定による基本使用水量の決定は、地下水の水源保全、地盤沈下の防止、給水能力その他管理者が必要と認める事項を考慮して行わなければならない。

(昭45条例16・平13条例41・平30条例29・一部改正)

(基本使用水量の変更)

第9条 第7条の規定は基本使用水量の変更の決定を受けようとする者について、前条の規定は基本使用水量の変更について準用する。この場合において、第7条中「その設置する給水施設ごとに」とあるのは「変更の決定を受けようとする基本使用水量(次条第1項に規定する基本使用水量をいう。)に係る給水施設についてその変更後の」と、前条第1項中「前条」とあるのは「次条において読み替えて準用する前条」と、「ごとの」とあるのは「について、特に必要があると認める場合に限り、その」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(昭45条例16・全改、平13条例41・一部改正、平30条例29・全改)

第3章 給水施設の工事及び費用

(給水施設の構造及び材質)

第10条 給水施設の構造及び材質は、管理者が別に定める基準に適合しているものでなければならない。

(給水施設の新設等の承認)

第11条 給水施設を新設、改造又は撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の新設、改造又は撤去について利害関係人がある場合は、申込者は、その者の承諾を得なければならない。

(新設等の費用負担区分)

第12条 給水施設の新設、改造又は撤去に要する費用は、当該給水施設を新設、改造又は撤去する者の負担とする。

(工事の施行)

第13条 給水施設の新設、改造又は撤去の設計及び工事は、管理者が施行する。ただし、管理者の許可を受けた場合は、申込者において施行することができる。

2 申込者が工事を施行する場合は、工事着手前に管理者の設計審査及び材質検査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事完成検査を受けなければならない。この場合において、管理者は、特に必要があると認めたときは、当該工事施工中立会検査をすることができる。

(工事費の算出方法)

第14条 管理者が施行する給水施設の工事の工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 運搬費
- (4) 道路復旧費
- (5) 諸掛費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納等)

第15条 管理者に給水施設の工事を申し込む者は、設計によつて算出した給水施設の工事費の概算額を前納しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完成後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が100円に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

(第三者の異議についての責任)

第16条 管理者が施行する給水施設の工事に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、工事申込者の責任とする。

(流末施設工事の施行)

第17条 使用者は、別に定める流末施設の工事を施行しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得なければならない。

2 第13条第2項の規定は、前項の工事を施行する場合に準用する。

(給水施設の変更)

第18条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によつて給水施設に変更を加える工事を必要とするときは、使用者の同意がなくても、その工事を施行することができる。

2 前項の工事の費用は、その必要を生じさせた者又は使用者の負担とする。

第4章 給水

(給水の原則)

第19条 給水は、非常災害、工業用水道施設等の損傷その他やむを得ない理由又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、管理者がそのつど予告する。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

3 給水の制限、停止又は断水により使用者に損害が生ずることがあつても、本市は、その責任を負わない。

(給水の適正保持)

第20条 使用者は、基本使用水量(第9条において読み替えて準用する第8条第1項の規定による基本使用水量の変更の決定を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を超えて工業用水を使用することがないように努めなければならない。

(平13条例41・全改、平30条例29・一部改正)

第21条 管理者は、基本使用水量を超えて使用した水量を記録することができる機器の設置その他の方法により基本使用水量を超えて使用した使用者の工業用水の使用状況を調査することができる。

2 管理者は、給水の適正を図るため、必要があると認めるときは、使用者に対し、受水槽の設置その他必要な措置を指示し、又は基本使用水量を超える工業用水の使用を制限し、若しくは停止することができる。

(平13条例41・全改)

(量水器の設置)

第22条 管理者は、給水するときは、使用水量を計量するため、給水施設に本市の量水器

を設置し、使用者に貸与する。

2 量水器の位置は、管理者が定める。

(昭46条例1・一部改正)

(制水弁の操作の禁止)

第23条 使用者は、給水施設の第1制水弁を管理者の承認を受けずに操作してはならない。

(使用の開始、休止又は廃止)

第24条 使用者は、工業用水道の使用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ管理者に届け出て、その承認を受けなければならない。

(氏名等の変更)

第25条 使用者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(使用者の地位の承継等)

第26条 使用者について相続、合併又は分割(工業用水道を使用する事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により工業用水道を使用する事業の全部を承継した法人は、使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(平13条例21・一部改正)

(使用者の管理上の責任)

第27条 使用者は、善良な管理者の注意をもって、水が漏れ、又は汚水が混入しないよう給水施設を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、修繕その他必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の規定は、第1項の規定による届出がない場合に準用する。

4 前2項の規定による措置に要した費用は、使用者の負担とする。

5 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者の責任とする。

(昭45条例16・昭46条例1・一部改正)

第28条 使用者は、善良な管理者の注意をもって量水器を管理し、その量水器を損傷し、又は亡失したときは、本市に、その損害を賠償しなければならない。

(昭46条例1・一部改正)

(検査の請求)

第29条 使用者は、管理者に対して、量水器の機能、供給される工業用水の水質又は配水管末における水圧の検査を請求することができる。

2 管理者は、前項の規定による請求があったときは、検査を行ない、その結果を請求者に通知する。

3 前項の検査に特別の費用を要するときは、その実費額を徴収する。

第5章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第30条 料金は、使用者から徴収する。

(昭46条例1・平元条例26・一部改正)

(料金)

第31条 料金は、工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 前項の工業用水道料金及び量水器貸付料金の料率は、次のとおりとする。

(1) 工業用水道料金

ア 基本料金

基本使用水量1立方メートルにつき 20円70銭

イ 使用料金

1立方メートルにつき 4円50銭

ウ 超過料金

1立方メートルにつき 50円40銭

(2) 量水器貸付料金

量水器の口径	量水器貸付料金 (1個1月につき)
50ミリメートル以下	3,400円
65ミリメートル	3,770円
75ミリメートル	3,960円
100ミリメートル	4,360円
125ミリメートル	5,260円
150ミリメートル	6,190円
200ミリメートル	6,770円
250ミリメートル	7,760円
300ミリメートル以上	9,050円

(昭38条例30・昭42条例34・昭45条例16・昭46条例1・昭50条例25・平元条例26・平2条例17・平4条例38・平8条例30・平9条例14・平13条例41・平25条例78・平30条例29・平31条例25・一部改正)

第32条 削除

(平30条例29)

(使用水量の計量)

第33条 管理者は、毎月1回管理者が指定した定例日に使用水量を計量する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、当該定例日を変更することができる。

(昭45条例16・全改)

(使用水量の認定)

第34条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 量水器に異状があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) その他必要があると認めるとき。

(工業用水道料金の算定等)

第35条 第31条第2項第1号アの基本料金(以下「基本料金」という。)は、同号アに定める料率に、基本使用水量に第33条の規定による計量が行われた日(以下「計量日」という。)の属する月の初日から末日までの日数を乗じて得た水量を乗じて算定する。

2 第31条第2項第1号イの使用料金は、同号イに定める料率に、前回の計量日の翌日から今回の計量日までの期間内の使用水量(以下「計量使用水量」という。)(当該計量使用水量が、基本使用水量に当該期間内の日数を乗じて得た水量(以下「合計基本使用水量」という。))を超える場合にあっては、当該合計基本使用水量)を乗じて算定する。

3 第31条第2項第1号ウの超過料金は、計量使用水量が合計基本使用水量を超える場合において、同号ウに定める料率に、当該計量使用水量から当該合計基本使用水量を控除して得た水量を乗じて算定する。

4 基本料金は、使用者が工業用水道の使用を休止した場合においても徴収する。

(平9条例14・全改、平13条例41・平25条例78・一部改正、平30条例29・全改)

第36条 削除

(平30条例29)

(料金の徴収方法)

第37条 料金は、納入通知書により、毎月徴収する。

(昭39条例31・昭45条例16・一部改正)

(手数料)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当する者から、それぞれ当該各号に定める手数料を、申込みの際、徴収する。

- (1) 第13条第1項の工事の設計を申し込む者 設計金額の100分の2以内
- (2) 第13条第2項の工事の設計審査を申し込む者 1件につき 2,000円
- (3) 第13条第2項の材質検査を申し込む者

材料の種別	基準	手数料
直管	1メートル又はその端数につき	50円
異型管	1個につき	300円
弁類	1個につき	300円
その他の材料	1個につき	300円

- (4) 第13条第2項の工事の完成検査を申し込む者 1件につき 2,000円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(料金、手数料等の減免)

第39条 管理者は、天災その他特別の理由があると認めたときは、料金又は手数料その他の費用を減免することができる。

第6章 管理

(給水施設等の検査)

第40条 管理者は、工業用水道の管理上必要と認めたときは、その職員をして給水施設及び流末施設を検査させることができる。

2 前項の検査を行なう場合において、建物等に立ち入るときは、あらかじめ使用者又はこれに代わるべき者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(給水の停止等)

第41条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 給水施設の構造及び材質が、第10条の基準に適合しなくなつたとき。

(2) 使用者が、第12条の工事費、第27条第4項の修繕費、第31条の料金又は第38条の手数料を指定期限内に納入しないとき。

(3) 使用者が、正当な理由がなく、第33条の使用水量の計量又は前条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(4) 第13条又は第17条の規定に違反して給水施設又は流末施設の工事を施行したとき。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、給水を制限し、又は30日以内の間、給水を停止することができる。

(1) 第6条又は第23条の規定に違反したとき。

(2) 第27条第1項の給水施設の管理義務を著しく怠つたとき。

(3) 前項及び前2号のほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反したとき。

3 管理者は、前2項の規定による場合のほか、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第56条の規定による要請があつたときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を制限し、又は停止することができる。

4 使用者は、前各項の規定により給水の制限又は停止の処分を受けた場合においても、当該処分の期間に係る料金を納付する義務を免れない。

(昭46条例1・昭47条例14・昭48条例29・平12条例51・平13条例41・一部改正)

(料金を免れた者に対する過料)

第42条 詐欺その他不正の行為により料金又は手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

第7章 雑則

(委任)

第43条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、水道局管理規程で定める日から施行する。
(昭和37年10月31日水道局管理規程5で、昭和37年11月1日から施行)
(尼崎市工業用水道条例の廃止)
- 2 尼崎市工業用水道条例(昭和32年尼崎市条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例施行の際、旧条例の規定によりなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続について、この条例に相当規定があるときは、当該規定によつてなされた処分又は手続とみなす。ただし、第7条に規定する基本使用水量の申込みについては、新たに申込みをしなければならない。
- 4 この条例施行の際、現に設置されている給水施設の構造及び材質については、第10条の基準に適合しているものとみなす。
- 5 この条例施行の際、旧条例の規定に基づいて課した又は課すべきであつた工業用水道料金及び量水器使用料の徴収については、なお従前の例による。
- 6 この条例施行前にした行為に対する過料及び停水処分については、なお従前の例による。

付 則(昭和38年9月16日条例第30号)

この条例は、昭和38年10月1日から施行する。

付 則(昭和39年4月1日条例第31号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和41年12月27日条例第42号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

付 則(昭和42年7月31日条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和42年8月1日から施行する。

付 則(昭和45年3月31日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市工業用水道条例の規定に基づいて現に工業用水の給水を受けている者は、この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第7条の規定に基づき改めて給水の申込みをしなければならない。

(昭46条例1・一部改正)

付 則(昭和46年3月20日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市工業用水道条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた工業用水道料金、量水器貸付料金及び量水器保守料金の徴収については、なお従前の例による。

付 則(昭和47年3月29日条例第14号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和48年3月31日条例第29号)

この条例は、水道局管理規程で定める日から施行する。

(注)この条例とは、第41条第3項に「尼崎市民の環境をまもる条例(昭和48年尼崎市条例第3号)第44条の規定」を加える改正規定をいう。

付 則(昭和50年3月24日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市工業用水道条例の規定に基づいて課し、又は課すべきであった工業用水道料金の徴収については、なお従前の例による。

付 則(平成元年3月31日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第31条及び第35条の規定は、平成元年5月以後の月分の料金について適用し、平成元年4月分までの料金については、なお従前の例による。

付 則(平成2年3月23日条例第17号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成4年12月24日条例第38号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第31条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る工業用水道料金について適用し、同日前の使用に係る工業用水道料金については、なお従前の例による。

付 則(平成8年12月20日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第31条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る工業用水道料金について適用し、同日前の使用に係る工業用水道料金については、なお従前の例による。

付 則(平成9年3月27日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例(以下「改正後の条例」という。)第31条第1項及び第35条第3項の規定は、平成9年4月以後の月分の料金について適用し、同年3月分までの料金については、なお従前の例による。

- 3 平成9年4月分の料金に係る改正後の条例第31条第1項の規定の適用については、同項中「工業用水道料金と量水器貸付料金との合計額に100分の105を乗じて得た額」とあるのは、「基本料金と量水器貸付料金との合計額に100分の105を乗じて得た額と、超過料金に100分の103を乗じて得た額との合計額」とする。

付 則(平成12年12月26日条例第51号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年2月1日から施行する。(後略)

付 則(平成13年5月23日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年10月3日条例第41号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第41条の改正規定並びに次項、付則第3項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の尼崎市工業用水道条例(以下「改正前の条例」という。)の規

定に基づいて給水を受けている者でこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も引き続き給水を受けようとするものは、施行日の1月前までに施行日以後に給水を受けようとする1日当たりの予定使用水量を定めて管理者に申し込まなければならない。

- 3 施行日前に給水の申込みをし、施行日以後に新たに給水を受けようとする者に対する改正前の条例第7条の規定の適用については、同条中「予定基本使用水量及び予定時間最大使用水量」とあるのは、「1日当たりの予定使用水量」とする。
- 4 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第31条第2項第2号の規定は、平成14年4月以後の月分の量水器貸付料金について適用し、同年3月分までの量水器貸付料金については、なお従前の例による。

(委任)

- 5 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、管理者が定める。

付 則(平成25年12月20日条例第78号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第31条第1項及び第35条第3項の規定は、平成26年5月以後の月分の料金について適用し、同年4月分までの料金については、なお従前の例による。

付 則(平成30年3月26日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条ただし書の改正規定及び付則第4項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例(以下「改正後の条例」という。)第31条第2項第1号ア及びウの規定は、平成30年4月以後の月分の工業用水道料金について適用し、同年3月分までの工業用水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第31条第2項第1号イ及び第35条第2項の規定は、平成30年4月以後の月分の工業用水道料金について適用する。
- 4 平成30年4月1日前にこの条例による改正前の尼崎市工業用水道条例の規定により尼崎市水道事業管理者(以下「水道事業管理者」という。)に対してなされた申込み、届出その他の手続(以下「申込み等」という。)及び同条例の規定により水道事業管理者がした承認、手続その他の行為(以下「承認等」という。)は、改正後の条例の相当の規定(以下「相当規定」という。)により尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)に対してなされた申込み等及び相当規定により管理者がした承認等とみなす。

付 則(平成31年3月25日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例第31条第1項の規定は、平成31年11月以後の月分の料金について適用し、同年10月分までの料金については、なお従前の例による。